# 資料 目 録

国・地方自治体・福止等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会(第3回)平成26年2月6日(木) 16:00~~18:00

資料 1	国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の 活動領域の拡大に関する分科会(第3回)出席者名簿······1
資料2-	1 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組について・・・・・・3
資料2-	· 2 「日本司法支援センターの司法過疎地域事務所の 開設について」(秋田県鹿角市) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資料3-	·1 条例案の策定・既存条例のレビュー等にかかる弁護士 による法的支援のあり方〜研究計画と現況〜 (角南和子 日弁連法務研究財団ニューズレターNo.56)・・・13
資料3-	·2 「大津市いじめの防止に関する行動計画(案)」 意見募集(大津市ホームページ)・・・・・・・・・・・・15
資料3-	·3 「大津市いじめの防止に関する行動計画(案)」 策定に当たってのコメント(越 直美大津市長)・・・・・・・17
資料 4	条例制定支援プロジェクトの今後の予定について・・・・・・19
資料 5	自治体等行政連携センター(仮称)設置に向けた スケジュール(予定)・・・・・・・・・23
資料 6 -	· 1 日弁連が実施した各種アンケートの実施状況 について(中間報告)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
資料6-	· 2 弁護士会の行政連携活動に関する資料(東京弁護士会・ 兵庫県弁護士会・島根県弁護士会・熊本県弁護士会)・・・・・・27
資料7	弁護士会の連携活動報告資料・・・・・・・・・・・・・・・・・65
資料8	福祉関係外観図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料 9	福祉と関係者の整理に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

# 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の 活動領域の拡大に関する分科会(第3回)出席者名簿

(平成26年2月6日)

社会福祉法人南高愛隣会顧問·理事	田	島	良	昭 (座長)
全国市長会評議員,明石市長	泉		房	穂
早稲田大学政治経済学術院教授	北	Ш	正	恭
中央大学大学院法務研究科教授	大	貫	裕	之
内閣官房				
法曹養成制度改革推進室参事官	中	西	_	裕
法曹養成制度改革推進室参事官補佐	佐	熊	真絹	记子
法曹養成制度改革推進室事務官	中	島	行	雄
法務省				
大臣官房司法法制部参事官	松	井		洋
大臣官房司法法制部参事官	鈴	木	昭	洋
大臣官房司法法制部付	遠	藤	圭-	一良区
日本司法支援センター				
総務部長	竹	中	理比	<b>北古</b>
常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課長	小	島	達	朗
日本弁護士連合会				
事務次長	鈴	木	啓	文
日弁連法務研究財団「地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究会」幹事, 中央大学大学院公共政策研究科教授	幸	田	雅	治
若手法曹センター副本部長	谷	垣	岳	人
司法改革調査室嘱託	藍	原	義	章
高齢社会対策本部事務局長, 高齢者・障害者の権利に関する委員会委員	延	命	政	之

# オブザーバー

人事院

総務省

文部科学省

厚生労働省

# 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組について

# 基本的な視点

開

弁護士による中小企 業等の海外展開支援

の拡充

大曹有資格者が,社会のニーズに積極的に対応し,公的機関,企業,国際機関等をはじめとして社会の隅々に進出し,多様な機能を 発揮することにより,**「法の支配」を全国あまねく実現し,もって国民の利益に資すること** 

	取り組むべき課題	現在までの取組状況		今後の試行・取組の予定
国	国の機関での活動領 域の拡大	・法務省大臣官房司法法制部での弁護士の研修 (H25.5より) ・復興に関係する機関での弁護士の任期付公務員 等としての採用(公募中)	>	・法務省保護局・矯正局での弁護士の研修 (H26.1より保護局, H26.6より矯正局各1名)
· 自		- 被災地自治体への法曹有資格者派遣に向けた ニーズ調査(15自治体)及び弁護士の派遣(4自治 体)		・被災地自治体での法曹有資格者派遣の更なる拡大に向けた取組
治		・行政連携センターの運用開始(大阪弁護士会等) ・地方自治体における弁護士の役割に関する説明会、シンポジウム(H25.11及びH26.1実施予定・日弁連等)	<b>→</b>	・全国版行政連携センター(仮称)設置 (日弁連・H25年度中) ※ 同趣旨のシンポジウムは引き続き実施を継続
体	地方自治体での活動 領域の拡大	・日弁連法務研究財団 条例づくり・レビュー研究会発足・稼動中 大津「いじめの防止に関する行動計画」策定	$\Rightarrow$	・H26~ 他の自治体への条例等制定支援働きかけ
福		・全国の弁護士会における行政連携活動の実態調査,全国の自治体(市レベル以上)における法的ニーズ把握のためのアンケート調査,地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員に対するアンケート調査(いずれも実施中)	$\rightarrow$	・アンケートや調査結果の検討、報告
iii		・自治体向けパンフレット等による広報活動(実施中) ・伊豆市等での法テラス常勤弁護士の研修		法テラスにおける今後の取組:顧問会議,有識者懇談会等で 方向性につき,議論,検討 ・明石市からの市に舎への法テラスの窓口設置の要望に対す
等	福祉分野における活 動領域の拡大	・法テラスによる司法ソーシャルワークの取組(実施中)		る対応(H26.4を目処) ・鹿角市(秋田県)からの法テラス司法過疎地域事務所の設置の要望に対する対応 〜地域連携パイロット事務所の試験的かつ実践的な取組〜
企	企業における弁護士 の採用促進 女性企業家・企業内 女性弁護士支援	・日弁連における、これまでの求人求職事業の運用 状況調査(実施中) ・ニーズ調査(実施中) 金融機関、女性企業家団体及び企業内女性弁護 士等からのヒヤリング等	<b>→</b>	・「ひまわりキャリアサポートオフィス(仮称)」設置 (日弁連・H25年度中) ※ 女性弁護士への支援及びネットワークの構築 も含む
業	法曹養成段階及び継 続教育でのカリキュ ラムの改善	・「企業内リーガルセクションワークショップ」(H25後期から・慶應) ・法科大学院における継続教育の普及に向けた検討	$\Rightarrow$	・法科大学院(慶應等)における継続教育の実施 (H26.4より) ・企業内若手弁護士向け継続研修(日弁連)
      海	海外において活躍で きる人材の育成	<ul> <li>海外弁護士会と交換インターン (H25.1覚書締結)</li> <li>駐日国際機関でのインターン</li> <li>国際分野志望者のためのセミナー開催(H22より毎年開催)</li> </ul>		・日弁連推薦留学制度対象校の拡充 ・英語の習得を目的とした講座の開講の検討 ・法科大学院における継続教育の実施の検討
外	法曹有資格者の海外 進出の促進・拡大		7	・国際機関等での日本の法曹有資格者の採 用促進 ⇒ 外務省 国際機関人事センターと日弁連の連 携(H25.12より協議開始)
展	是山 V	・海外展開支援のための在外調査・研究(予算要求中)	$\Rightarrow$	・予算措置後, 法曹有資格者の海外への派遣 (H26年度)

・中小企業海外展開支援弁護士紹介制度開始 (H24.5より 東京,神奈川,愛知,大阪,福岡)

る研修(日弁連・実施中)

・eラーニング等による中小企業の海外展開に関す

·左記紹介制度の地方展開(現在進行中)及び全

国的バックアップ体制の拡充

法曹養成制度改革顧問会議座長 納谷廣美 様

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する 有識者懇談会座長 大島正太郎 様

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の 活動領域の拡大に関する分科会座長 田島良昭 様

# 要望書

日本司法支援センターの司法過疎地域 事務所の開設について

鹿角市



# 第1 要望の趣旨

平成26年4月頃を目処に、鹿角市内に日本司法支援センターの司法過疎地域事務 所を開設し、スタッフ弁護士を配置くださいますよう要望いたします。

# 第2 要望の理由

1 鹿角市及びこれに隣接する地域について

鹿角市は、北東北三県のほぼ中央となる秋田県の北東部に位置し、十和田八幡平 国立公園を抱える四季の風情が豊かな小都市です。

市域は、総面積707.34km<sup>2</sup>で南北に長く、四方を山に囲まれた花輪盆地を中心に 市街地が開け、その周辺の台地や丘陵に集落が広がっており、総人口は約34,000 人です。

本市では、少子高齢化が全国的傾向に先行して進んでおり、平成22年の国勢調査では、年少人口比率が11.6%、高齢者人口比率が32.9%となっています。この傾向は今後も続くとされ、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年の総人口は29,708人で、年少人口比率は10.3%、高齢者人口比率は39.1%とされております。このため、平成23年度からの第6次市総合計画において、地域経済の縮小や担い手の不足など地域の活力の低下を招く要因となる人口の減少をできるだけ緩やかにし、平成32年度において3万人台の人口を確保することを目標に掲げ、産業振興による雇用の場の確保・創出や暮らしやすいまちづくりの推進、交流・移住の促進に取り組んでいるところであります。

交通については、市の中央部を南北に東北縦貫自動車道が通り、鹿角八幡平と十和田の2つのインターチェンジによって、盛岡、青森、八戸などの主要都市と車で約1時間で結ばれる一方、秋田地方裁判所がある秋田市までは、国道285号を経由して約2時間30分を要します。秋田地裁大館支部のある大館市までは国道103号を経由して約40分(積雪期は約60分)の距離にありますが、秋田県の出先機関(鹿角地域振興局)が置かれるなど、一定の自立した生活圏を形成しています。

なお、鹿角地域振興局の管内市町村は、鹿角市と小坂町の2市町ですが、小坂町の総人口は約5,800人で、同様に少子高齢化が進んでおり、平成22年の国勢調査では、年少人口比率が10.1%、高齢者人口比率が36.5%となっています。

# 2 鹿角市及び近隣の弁護士等の状況について

鹿角市内の弁護士等の状況については、鹿角市内に弁護士事務所はありません。 他の法律サービス関係では、司法書士が3人、うち認定司法書士は1人いるだけで あり、鹿角市は、身近なところで法律サービスへアクセスすることが困難な地域と なっております。

秋田地裁大館支部管内では、隣接する大館市に弁護士事務所がありますが、公共 交通機関を利用して鹿角花輪駅前から大館駅前まで移動する場合、鉄道では約52 分(1日平均8本)、路線バスでは約90分(1日平均11本)を要し、高齢者等の交 通弱者が容易に相談できる環境にはありません。

【秋田地裁大館支部の弁護士等】(単位:人)

	弁護士	司法書士	
			うち認定司法書士
鹿角市	0	3	1
小坂町	0	0	0
大館市	5	7	4
北秋田市	0	2	2

# 3 鹿角市に弁護士が常駐する必要性(ニーズ)

# (1) 法的相談が行える機会の充足

秋田弁護士会や秋田県司法書士会の無料法律相談は、大館市での開催や電話相談が主であることから、鹿角市では、身近に法律問題へ対処できる機会を設けるため、次表のとおり4つの無料相談を行っています。

その中でも弁護士による無料相談の利用件数が多い状況であり、これは、問題の解決に向けより専門的な助言を得たいという市民ニーズの表れと見ることができますが、毎回、10人の定員を超える利用希望者があり、希望者全員が利用できる状況にはなく、定員になった時点で断っている状況です。また、大館市の弁護士に依頼して行っていますが、相談時間が1人あたり15分から20分程度と非常に短く、その場で十分な説明を受けられるという状況にはありません。また、相談内容は、金銭問題をはじめとして、相続問題、離婚に関する相談など、他の相談では対応できない内容が多い状況で、相談件数も毎年増えております。

さらに、相談者には高齢者が多く、大館市まで足を運ぶことに負担を感じる方もおります。認知症、知的障害、精神障害、身体的障害等の理由により、災害時の避難に支援を必要とする方は平成24年5月現在で1,440人おり、こうした方々にとっては、市内で迅速に相談できる専門家の存在が重要です。

このため、より身近なところで、じっくりと法律的な相談を行うことができる 環境が求められており、これらの法律サービスを必要とする市民が迅速に相談に 行くことができ、また、移動が困難な市民のもとには、迅速に出張相談に来てい ただくことができる市内に常駐する弁護士の存在が望まれます。

# 【市で行っている主な相談】

	対応者	開催回数	相談件数(H24)
総合相談	人権擁護委員、行政相談委員	年12回	41 件
弁護士相談	弁護士(市外)	年8回	76 件
相続・登記相談	司法書士(市内)	年6回	22 件
土地·家屋相談	土地家屋調査士(市内)	年6回	5件

# (2) 高齢化への対応

高齢者人口比率 30%を超える鹿角市では、今後、見守り支援が必要な高齢者や一人暮らし高齢者が増加し、成年後見制度等の潜在的な対象者の増加が予想されます。現在、成年後見制度を利用している事例は把握していませんが、鹿角市社会福祉協議会内に鹿角地区福祉サポートセンター専門員が1人配置され、平成 25年 10 月現在 32 人の方の権利擁護事業を行っており、その数は年々増える傾向にあります。

実際、平成24年度の要介護認定者2,560人中、「認知症高齢者の日常生活自立度」がII以上で、見守り支援が必要な状態であると判断される高齢者は1,774人(69.3%)であるほか、障害者についても、療育手帳又は精神保健福祉手帳を所持する方のうち、1人暮らしで見守りが必要な方は44人おり、今後、これらの方々の程度の悪化や、少子高齢化・過疎化の進行による一人暮らし高齢者等の増加が予想されることを踏まえると、本市における成年後見人の担い手の確保は緊要な課題であると捉えております。

このような状況に対処するためには、鹿角市又は鹿角地区の福祉関係機関や隣接士業と連携し、専門職後見人の確保や市民後見人の育成などを主導いただくと

ともに、個別事案に際し身寄りがなく報酬が見込めない方の成年後見等に対応い ただける市内常駐の弁護士が必要であると考えます。

また、高齢化の進行に伴う課題として、消費生活に係わる被害や空き家に関するトラブルの増加が懸念されますが、弁護士が市内に常駐することで、市の消費生活相談員との連携による市内各地でのきめ細かい消費者教育の実施や、市の空き家問題担当部署による適正管理への助言など、安全・安心な市民生活の実現に寄与するものと考えております。

# (3) 自殺対策の強化

秋田県の自殺率が全国トップである状況の中で、鹿角市の自殺率も高い値で推移しており、市では、平成19年度以降、自殺予防の各種啓発・相談事業を実施してきました。

これまで、地域の見守り体制を強化するため、ふれあいパートナー養成講座により260人の傾聴ボランティアを育成し、これらの市民が市内3か所で毎月3回程度の「ふれあいサロン」を開設しているほか、平成24年度からは臨床心理士に悩みを相談できる「こころの個別相談」を開始しております。年19回の「こころの個別相談」に対し、家庭内不和のほか、健康不安、借金問題に関するものなど、32件の相談に対応しました。

このような取り組みにより、本市での自殺者数は減少傾向を見せておりましたが、平成24年の自殺率は、一転増加に転じ、41.9と県内の市部で最も高くなる結果となり、対策の難しさを実感するとともに、取組の一層の強化の必要性を感じているところであります。

自殺の動機で最も多いのは健康問題(病苦)ですが、これに起因する収入の減少や借金の増加等の経済事情等については、弁護士が対応しうる問題があると考えられ、平成25年度の相談事例では、孫の借金問題の相談から、弁護士の無料相談につなげた事例もありました。このため、例えば「こころの個別相談」で臨床心理士と一緒に相談を行ったり、又は臨床心理士からの紹介を受け迅速に一緒に対応する弁護士がいれば、自殺予防対策の強化につながるものと考えます。

# 4 まとめ

(1) 上記のとおり、高齢化が進む鹿角市では、福祉と連携した法的支援や自殺対策 に関連する法的支援など喫緊の課題があり、今後さらに、そのニーズが増加することが予想されます。

このような市民、特に福祉との緊密な連携が必要となる高齢者のニーズに迅速に応えるためには、専門家による定期的な巡回相談では、その後のフォロー等を考えれば十分なものとは言い難く、市民がいつでも相談でき、市民のもとにいつでも相談に行っていただける弁護士の存在が必要です。また、個々の法律相談に対応するだけでなく、鹿角地域の行政機関、福祉機関、医療機関、隣接士業団体などとネットワークを作り、専門職後見人の確保や市民後見人の育成などの制度の構築、運用に継続的に関与いただくためには、関係機関の担当者と顔の見える関係を築くことが不可欠であり、遠隔地からの出張では十分な対応は望めないことから、鹿角地域に密着した弁護士の存在が必要です。

このため、鹿角市及び小坂町を含む鹿角地域内の福祉機関に集まる法的ニーズの受け皿となる弁護士が、物理的にも心理的にも近いところ、すなわち鹿角市内に存在することが必要と考えております。

(2) 鹿角市では、これからの日本の少子高齢社会が抱える問題が既に顕在化しておりますが、日本司法支援センターの司法過疎地域事務所の開設を通じて、地域(自治体及び福祉機関等)と司法(弁護士)との有機的なネットワークを構築することで、この問題に対応したいと考えています。そのため、今回の要望については、単に司法過疎地域に弁護士を配置していただくのではなく、地域と連携することを念頭に、弁護士を地域サービスの一員に位置づけられないかと考えているところであります。これは地域にとっても司法にとっても新しい試みになると思われ、このような手法により掘り起こされるニーズの種類・量等の実績によっては、同様の司法過疎地域における民間を含む弁護士事務所開設の可能性を基礎付ける有用なデータになりえるものと考えます。そして、その業務実績から、一般の弁護士事務所が十分成り立ちうるものであるとの結果が出れば、同様の司法過疎地域に弁護士が安心して開業できることになり、住民からすれば、より充実した適切な法的サービスを受けることができ、弁護士からすれば、地域自治体、福祉機関等との連携という新たな形態での活動領域の拡大につながるものと考えます。僭越なご提案ではありま

すが、本市への設置を要望する事務所については、司法過疎地域の解消のため、弁 護士の活動領域の拡大のためのパイロット事務所として位置づけていただくことも 可能かと存じます。

(3) 以上のとおり、本市が抱える課題は喫緊のものでありますので、可及的速やかに、可能であれば平成26年4月頃を目処に、鹿角市内の市庁舎又は福祉機関に近接した場所に、日本司法支援センターの司法過疎地域事務所を開設し、スタッフ弁護士を配置くださいますよう要望いたします。

平成25年12月12日

秋田県鹿角市長 火 花、一葉門片



# 条例案の策定・既存条例のレビュー等にかかる 弁護士による法的支援のあり方 ~研究計画と現況~

「自治体における条例案策定及び条例レビューにかかる法的支援」研究会 研究員 弁護士 角南 和子

# 1. 研究の趣旨

地方自治体においては、政策 遂行の根拠規定は、条例・要項・ 規則等(以下、「条例等」という。) の法規範とされている。これら の規範は、市民の権利義務に関 わるものであり、住民福祉、サー ビスを増進しうるものであり、 かつ、納税者としての市民の負



角南 和子 弁護十

担においてその執行が行われていることに鑑みれば、条 例等の整備及びその執行状況については、地方自治体に おいて、不断の見直しが必要と考えられる。そして、条 例等が、法律同様に法規範であることから、こうした条 例等の整備や執行状況の見直し等に関しては、法律専門 家である弁護士等の支援が期待されると言うべきである。

しかしながら、現在、日本の地方自治体においては、 政策法務分野に弁護士等を配置するということが一般化 していない。

そこで、本研究計画においては、地方自治体における 条例案策定及び既存条例のレビューなどにかかる法的支 援のあり方を研究し、弁護士がこうした法的支援を担い うることを検証、実証しつつ、並行して、具体的な地方 自治体のニーズを把握し、継続的に弁護士が地方自治体 に対し支援を行うスキームのあり方を検討する。更には、 弁護士の地方自治体に関わる活動領域拡大の可能性、そ

れに必要とされる弁護士の素養やその養成のあり方等に ついて一定の提言を行うことも、本研究の趣旨、目的と するところである。

# 2. 研究の計画・方法

地方自治体の政策法務や条例等の策定等に知見を有する弁護士と、当該条例等が対象とする具体的な政策内容に知見を有する弁護士が協働し、地方自治体における具体的なニーズを把握し、パイロット的に、条例等の策定または既存条例等の執行状況等に関わる支援を行うことを通じて、1で述べたとおり、一定の提言を行うことを目指す。

なお、具体的な着手、取り組みの状況は、次項のとおりである。

# 3. 具体的な着手、取り組みの状況―大津市の「いじめの防止に関する行動計画」策定支援

# 1) 支援のきっかけ

本研究会は、日弁連を通じて、大津市より、同市の「子どものいじめの防止に関する条例」第9条の規定に基づき、条例の基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画(以下、「行動計画」という。)を策定中、との情報提供を受けた。

行動計画の策定作業は、同市長の付属機関である「行動計画策定アドバイザー会議」から専門的助言を得つつ、 先駆的事例などの調査をコンサルタント業者に委託して 進められていたが、同市からは、以下のような要請が、 寄せられた。

- ① 条例の執行状況を踏まえつつ、弁護士という立場から、理念的及び法的な観点を踏まえた助言をもらいたい。特に、新法及びそれに基づく基本方針との整合性についてもチェック、助言してほしい。
- ② 策定期間は半年の予定であったが、本年度内に様々な関係者の意見を反映した実り多いものを策定したい。 そのために必要な範囲で、適宜適切な助言をもらいたい。

以上の要請をふまえ、本研究会は、同市において、既存の条例(「子どものいじめの防止に関する条例」)の執行をより実りあるものにするための作業(行動計画の策定支援)への支援のニーズが存在すると理解し、同市に対し、本研究の一環として、法的支援を行うこととした。

## 2) 支援の経緯と概要

本研究会は、1)で述べた大津市の要請に応えるべく、 まずは、いじめ問題に造詣ある研究員を中心にチームを 編成した。その上で、同市と複数回の会議を重ね、その ニーズをより具体的に把握し、上記行動計画策定に関し、 必要な研究、検討、提言を行い、同市に対し、その成果 を提供するという作業を行い、2014年1月10日、これ を終了した。

その具体的な経緯及び概要は、以下のとおりである。

2013年11月 研究チームが大津市長を始め大津

市と会議を重ね、意見交換。途中、

研究チームが大津市に訪問。

2013年12月17日 研究チームが行動計画案に提言を

付し、本支援の成果として大津市

に提供

2014年1月10日 研究チームが更なる提言をし、本

支援の最終の作業を終了

なお、大津市においては、研究チームによる上記各提言等を踏まえ、随時行動計画案を修正し、作成した上、現在、パブリックコメントを募集中である(2014年2月1日現在)。

# 4. 今後の取り組み予定

このように、本研究会においては、本研究の一環として、既に、大津市への支援を着手、終了し、同市からは、 弁護士による支援の意義、成果について、積極的な評価 を頂くことができた。

今後は、同市に対する支援の例から、地方自治体におけるニーズに関する検討を深め、弁護士による地方自治体への法的支援のあり方について、更なる検討を進めていく予定である。

本研究会においては、現在、同市以外の地方自治体に対し、条例等の策定や執行状況の見直し等の具体的なニーズを探るべく、調査やヒヤリング等を進めている。そして、本研究会としては、こうした調査等を踏まえ、地方自治体に対し、新たに具体的な法的支援を行うことを検討中であり、これを通じて、本研究を更に進めていくことを考えている。

なお、新たな法的支援の案として、現在検討しているのは、債権管理条例の策定、既存の条例の評価・検証・ 見直し等の支援である。

また、こうした具体的支援を行うのと並行して、条例等の策定支援に関わる知識・技能等をテーマに、地方自治体の職員等を対象とした研修会を企画、開催することも検討中である。



# 大津市いじめの防止に関する行動計画(案)へのご意見を募集します!

大津市では、大津市子どものいじめの防止に関する条例の基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない 社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、同条例第9条に基づく「大津市いじめの防止に関する行動計画」(案)の策定を進めていま

大津市パブリックコメント制度に基づき、この案に対する市民のみなさんのご意見を下記のとおり募集します。

いただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、市役所などに備え付けるほか、大津市ホームページなどに掲載して公表いたしま す。

記

### 1. 案の公表期間及び意見募集期間

平成26年1月28日(火曜)~平成26年2月16日(日曜)

## 2. 案の公表先

- ・ 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室(市役所別館2階)、市政情報課市政情報コーナー(市役所本館1階)閲覧のみ
- 大津市ホームページに掲載

# 3. 意見の提出方法

- ・意見書には、案件名、該当箇所、氏名または団体名、住所、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。(意見書 の様式は特に問いません。)
- ・提出された意見書は返却しません。
- ・意見の提出に使用する言語は、日本語とします。提出言語を日本語以外とした場合には、ご意見にあわせて日本語訳の添付を求め る場合があります。
- (1)直接提出:市民部文化・青少年課いじめ対策推進室(市役所別館2階)平日の9時から17時まで
- (2)郵便(はがき、封書):〒520-8575 大津市御陵町3-1 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室あて
- (3) FAX: 077-523-7855
- (4)電子メール: otsu1169@city.otsu.lg.jp

# 4. お問い合わせ先

市民部文化・青少年課いじめ対策推進室(電話:077-528-2826)

- ◆大津市いじめの防止に関する行動計画(案)前半(PDF:1,854KB)
- ◆大津市いじめの防止に関する行動計画(案)後半(PDF: 1,556KB)

## ※ 個人情報の取り扱いについて

提出された意見を公表する際には、個人を特定できる情報などは公表しません。

また、電子メールアドレスなどの個人情報は、大津市個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、他の目的での利用や提供を行いませ

## <<トップページへ戻る

# このページのお問い合わせ先

市民部 いじめ対策推進室



ファックス番号 077-523-7855



メールアドレス

otsu1169@city.otsu.lg.jp

このたびは、大津市いじめの防止に関する行動計画の策定にあたり、多大なご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

大津市では、昨年4月から「大津市いじめの防止に関する行動計画」を策定しておりましたが、いじめ防止対策推進法の施行及び基本方針の策定に伴い、本市行動計画を地方いじめ防止基本方針として位置付けるため、法及び基本方針と行動計画との法的な整合性をはじめ、保護者の知る権利や重大事態への対応に係る法的検討など、公益財団日弁連法務研究財団研究メンバーの先生方には、ご多忙中にも関わらず、大変厳しい計画策定スケジュールの中で、細部に至るまで研究、整理いただき、ご指導、ご助言をいただいたおかげで、行動計画(案)の精度を格段に高めることができました。ひとえに皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。

今後も、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けてご尽力頂き、大津市に限らず、全国自治体との協力・連携を推進いただくことをお願い申し上げ、お礼の言葉といたします。

平成26年1月31日

大津市長 越 直 美

条例制定支援プロジェクトの今後の予定について(具体的取組みのイメージ)

平成 26 年 2 月

# 【実施概要及び目的】

法務研究財団の「自治体における条例策定及び条例レビューにかかる法的支援」研究チームの事業の一環として、具体的な政策を題材に、特定の自治体に対し、同研究チームによる条例制定の支援を行う。自治体の政策形成のコアというべき条例制定に対する支援による具体的成果を示すことによって、地方分権の一層の進展を図るとともに、地方行政における弁護士の活用の有用性についての理解を高める。

# 【対象とする政策課題とモデル自治体の選定の方法】

1 既に弁護士が条例制定に関わっている政策分野の全国展開

自治体の条例制定に関しては、既に東京弁護士会による債権管理条例の制定支援(江戸川区など)や再エネ事業を支援する法律実務の会による再生可能エネルギー導入条例の制定支援などが行われており、大きな成果を挙げているところである。これらの分野に関して関心を持つ自治体のニーズは高く、弁護士チームによる支援の広がりが期待できる。

# (具体的取組み例)

# 債権管理条例

制定の意味:自治体の保有する債権には、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の 3つがあるが、債権管理に関する地方自治法及び施行令等の規定は複雑で分かりにくいと ともに、債権の取扱いの運用、解釈の変遷や貸付条例の規定の不備等により債権管理の現 場での適正な管理、回収に支障をきたしている実態が見受けられる。そこで、債権管理を 適正かつ能率的に行うとともに、債権回収を迅速かつ的確に行うために債権管理条例を制 定する。

実績:東京弁護士会弁護士業務改革委員会有志による「自治体債権管理問題検討会」が、 自治体からの依頼に基づき、債権管理条例制定の支援を行った。

今後の取組み:債権管理に関心を持つ自治体への呼びかけ又は自治体からの依頼により、 単位会及び既に支援を行った弁護士メンバーが連携して支援を行う。また、広域的な条例 制定(例えば、都道府県単位での一括条例の制定)の取組みについても働きかけ等を行っ ていくことが考えられる。

# 再生可能エネルギー導入条例

制定の意味:地域社会がエネルギーをどのように捉え、いかに持続可能な地域づくりに役立てていくかは重要な政策課題である。特に、固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギー事業を推進するため、自治体の責務や住民との協働の仕組みを公共的観点から明確に位置づけることは有意義である。

実績:弁護士有志で組織された「再エネ事業を支援する法律実務の会」は、自治体からの 依頼に基づき、再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例の制 定支援を行った。

今後の取組み:再生可能エネルギーに関心のある自治体との意見交換を通じて、持続可能 な地域づくりを実現するための当該自治体の実情に合致した条例制定の支援を行っていく。

# 2 弁護士の支援が効果的と考えられる分野を対象とした、自治体への働きかけ

弁護士には、一般的に、法的判断力はもとより、紛争処理能力に起因するリスクマネジメント能力及び訴訟遂行に起因する情報処理能力や政策分析能力を備えることが期待される。これらの能力を活用して、弁護士が、既存の条例の評価・検証を行い、条例の見直し・改善を図る取り組み(効果の上がっていない条例の実効性向上や社会の変化に対応した見直しなど)や住民の権利保障の観点からの条例制定(環境権、こどもの人権、交通権に関する条例など)などへの支援を行うことが考えられる。また、地方議会事務局を法務の面からサポートして地方議員提案の政策条例の制定支援を行うことも重要である。

例えば、法律の想定していない事態への対処(東日本大震災など)、法令以外の法定受託 事務の事務処理基準や様々な通知等によって地域の課題解決へ支障が生じていることへの 対処、一体的な事務処理が必要であるにも関わらず自治体への権限移譲が一部しか行われ ていないことによって支障が生じていることへの対処(地区計画と建築基準法等)などへ の支援が考えられる。このような分野については、広く全国に呼びかけて弁護士の支援が 可能であることを案内することが考えられる。

(全国への呼びかけ方法例)

セミナー開催による周知

弁護士の支援が効果的と考えられる分野をいくつか選定し、自治体を対象としたセミナーを開催する。セミナーでは、できるだけ、弁護士による具体的な支援のイメージを持ってもらえる内容とする。

# 市長会など地方6団体との連携による働きかけ

市長会などとの連携により、条例分野における弁護士の支援ニーズの掘り起こしを行うワークショップの開催などを行う。

3 近年、自治体において解決を迫られている政策課題を対象として、当該課題を抱える自 治体へ個別にアプローチして選定

昭和 40 年代、50 年代などと比較して、近年は自治体の独自条例の制定への取り組みが活発とは必ずしも言えない状態にあるが、解決を迫られている課題は山積している。例えば、空き家対策、ごみ屋敷問題、水源保全対策、放置自転車対策などについては、一部の自治体において条例制定への積極的取り組みが行われているが、試行錯誤の状況も見られる。

また、自治体は、総合行政主体として、縦割り行政の総合化(関係行政分野間の調整ルールや手続の規定など)を図ることによって地域課題に取り組むことが出来る存在であるが、縦割り的発想に留まっている事例も多い。まちづくり条例、福祉のまちづくり条例、さらには横断的な行政課題についての基本条例(防災基本条例、指定管理者基本条例、公共事業基本条例など)への取り組みを積極的に行っていくことが求められている。

以上のような政策課題については、当該課題について関心を有する自治体に働きかけを することが考えられる。

## 【今後のスケジュール】

~3月 当研究会に、条例制定支援推進の準備チーム立ち上げ

3月~4月 同準備チームにおいて、支援の対象及び内容についての検討

5月~ 自治体へのアプローチ(予定)

6月~8月 説明会、セミナーの開催(予定)

# 自治体等連携センター(仮称)設置に向けたスケジュール(予定)

# 2014年2月6日

2013 年	11 月	準備会を設置
		※既存の委員会(若手法曹センター)の部会を事実上
		の準備会と位置付け、新組織の設置と事業内容につ
		いておおよそ2週間に1度のペースで会議を開催。
	12月~	準備会における継続的な検討
		並行して日弁連の会内手続を履践
2014 年	2月~	各弁護士会への事実上の情報提供
		日弁連理事会で審議
	3 月	日弁連理事会で承認、設置

# 各種アンケート調査の実施状況について (中間報告)

① 52弁護士会対象「地方自治体等との連携活動に関する情報提供」

調査対象	全国52弁護士会
調査実施期間	2013年11月14日~2013年12月20日
回答数	41弁護士会(2014年1月30日時点)
回答率	78.8%

② 「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート調査」

調査対象	計829地方公共団体の総務部門・福祉部門・学校教育
	部門(全国46都道府県,760市,東京23区)
	※兵庫県内自治体は先行して実施したため除く
調査実施期間	2013年11月27日~2014年1月20日
回答数	560自治体(2014年2月3日時点)
回答率	67.5%
今後の	3月上旬を目処に単純集計を算出予定。
スケジュール	その他地方公共団体の規模別クロス集計等を予定。

③ 「地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員に対するアンケート」

調査対象	現に地方公共団体の常勤職員として勤務している法曹
	有資格者及び過去に常勤職員として地方公共団体にお
	いて勤務した経験を持つ法曹有資格者計81名
	(日弁連で把握している者に限る。)
調査実施期間	2013年11月22日~2014年1月17日
回答数	47名(2014年2月3日時点)
回答率	58.0%
今後の	現在、未回答の方には回答を依頼中。
スケジュール	ある程度集まり次第、早急に集計の上報告を行う予定。

連携活動
78
本等
沿
方自
割
<b>∜</b> ₩
羅丁
京弁請
東河東

女 张	分野等	種別/事業名,活動名等	具体的な活動内容	連携実績のある主な地方自治体等の名称のはそのはない。	実施状況
4 K		講師派遣人 自治体聯昌を対象研修		東京都福祉局, 1区	実施済み
		ロガドでは、1998年の紹介/自治体に個別的な対応弁護士の紹介/自治体に個別的な対応弁護士の紹介	自治体に債権管理に関わる職員研修、条例案策定、債権管理マニュアルの策定等 の業務を遂行する弁護士の推薦		田温
	目治体問題	相談担当弁護士派遣	行政の抱える問題に関する法律相談の相談	関東管区行政評価局、総務省東京行政評価事務所	実施済み
弁護士 紹介センター	# 交 2	研修会への講師派遣/自治体職員 等を対象とした講師派遣	自殺対策に関わる相談員のための研修会への講師派遣	又 —	実施済み
	II 教 N N	相談担当弁護士派遣/区民対象	自殺防止のために, 弁護士が法的相談を行うための担当弁護士の派遣	<b>五</b>	実施済み
	労働問題	弁護士の紹介/自治体向けに労働 問題に詳しい弁護士の紹介	労働法務に詳しい弁護士の紹介		中国中
	多重債務問題	相談担当弁護士派遣/クレジット サラ金の担当弁護士の派遣	専門相談担当弁護士や生活再生相談担当弁護士の派遣	東京都福祉保健局 3区	実施済み
		講師派遣/自治体職員を対象とした 多重債務問題に関する研修	多重債務防止教育に関する研修会等	2区	実施済み
		講師派遣	公債権・私債権の債権管理等を題材にし、自治体職員を対象とした研修	6自治体	実施済み
自治休等	信格管理回IV	相談員等派遣	自治体から私債権回収の事件を受任し、催告書の送付、 納付相談、訴訟提起などの法的手続の対応	4区	実施済み
法務研究部	## # 1	相談対応	自治体からのメールによる法律相談、メール相談の事例を題材にした検討の開催	8自治体	実施済み
		講師派遣	地方自治法等に関する最新実務を研究するため、「判例地方自治」を題材とする勉 強会を開催	東京都 3自治体	実施済み
法律相談	法律相談	法律相談弁護士派遣/区民相談に 対する担当者の派遣	自治体で実施する法律相談担者の派遣	5 区	実施済み
センター	交通事故	法律相談弁護士派遣/区民相談に 対する交通事故相談担当者の派遣	区民の交通事故相談に対して弁護士を相談員として派遣	<u>지</u>	中国品
		相談担当弁護士派遣/区民対象 の消費者問題相談担当者派遣	消費者問題法律相談	又	実施済み
消費者問題 特別委員会	消費者問題	講師派遣/自治体職員を対象 とした消費者問題に関する研修	消費者問題につき,区担当者向け研修会,区民向け講演会等の講師の派遣		中国福
		弁護士紹介/自治体職員に対して消費生活相談アドバイザーの推薦	消費生活相談のアドバイス	東京都消費生活総合センター	実施済みの

及 数 会 会	分野等	種別/事業名・活動名等	具体的な活動内容	連携実績のある主な地方自治体等の名 称又はその概数	実施状況
		弁護士派遣/区民相談に対する成年 後見関係の弁護士の派遣	成年後見に関する弁護士相談員の推薦	東京都 7区	実施済み
高齡者·障害者 問題委員会			精神障害者関係事業・介護保険給付に関する協議委員の紹介	東京都・都精神保健福祉センター	実施済み
1 1 1		委員会等に派遣	高齢者関係、権利擁護関係、虐待防止等、福祉サービス苦情調整など、必要に応じて弁護士を委員会等に 派遣	東京都:7区 東大和市, 府中市, 武蔵村山市	実施済み
		委員推薦	成年後見制度区長申立事例検討会議等にかかる弁護士の派遣		実施済み
		講師派遣	高齢者虐待対応支援ネットワーク委員、『権利擁護・高齢者虐待事例検討会』講師		実施済み
		委員推薦	地域包括支援センター等運営協議会委員	図1	実施済み
		委員推薦	福祉サービスに関する法律相談員		実施済み
	计少步 保守书 留界	名簿提供	地域包括支援センター等への名簿提供	図	実施済み
	局齡者•庳害者問題	委員推薦/弁護士派遣	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員 高齢者虐待ケースに関する支援方針決定会議(地域り7会議)への弁護士派遣	1区	実施済み
		弁護士推薦	高齢者虐待相談に係る弁護士の推薦	五	実施済み
		委員推薦	高齢者虐待・権利擁護検討会議に係る弁護士	<u>万</u>	実施済み
人事委員会		委員推薦	行政に関わる弁護士の推薦、「専門ケア会議」への弁護士派遣		実施済み
		委員推薦	成年後見制度推進機関検討委員会委員、高齢者支援専門ケース会議への弁護士 紹介	1区	実施済み
		委員推薦	介護保険審査委員の推薦	東京都福祉局	実施済み
		委員推薦	認知症高齢者の専門相談及び高齢者サービス調整会議における専門的助言のため の弁護士推薦	東京都 1区	実施済み
		委員推薦	おとしより保健福祉センター	1区	実施済み
	子どもの権利問題	委員推薦	青少年の問題協議委員の推薦	東京都	実施済み
		アドバイザー, 委員推薦等	人権に関する相談等のアドバイザー	東京都	実施済み加え
	その他	監査人推薦	包括外部監査人	図	米を娯楽
<del>2</del>		委員推薦	建築紛争調停委員会委員	図1	要施済み 0
8 /					- 2

対応 委員会	分野等	種別/事業名・活動名等	具体的な活動内容	連携実績のある主な地方自治体等の名 称又はその概数	実施状況
		委員等推薦	精神医療審査会委員の推薦,法律相談区市町村支援事業への専門相談員の推薦	東京都立中部総合精神福祉センター	実施済み
		委員推薦	保健福祉サービス苦情調整委員	五	実施済み
		委員派遣	公害健康被害認定審査会等の委員	東京都 1区	実施済み
		委員派遣	感染症の診査に関する協議会委員	東京都 2区	実施済み
人事委員会	その街	委員派遣	感染症に関する診査協議会(結核)委員	区.	実施済み
		委員推薦	財産価格審議会委員の推薦	東京都財務局	実施済み
		委員推薦	民有林購入検討委員会委員の推薦	東京都水道局	実施済み
		委員推薦	教職員研修センター研修・研究評価委員会委員	東京都教職員研修センター	実施済み
		委員推薦	建築安全マネジメント推進協議会委員	東京都都市整備局	実施済み
・ 法教育センター	法教育問題	講師派遣/小中高校生に対して 法教育関係の授業等に専門の 弁護士を派遣	小中学生や高校生に対して、消費者問題、憲法問題、裁判員制度、公害環境問題、 民事介入暴力などについて、わかりやすく弁護士が法教育として出張授業 整職員向けの研修 夏休みジュニアロースクール 冬休み裁判傍聴会 の実施	東京都 3区	乗 を を を
裁判員制度センター		講師派遣	・裁判員制度に関する講演 ・裁判員体験企画	・千葉県白井市生涯学習コース(市民大 学校) ・都内外の中学校・高校等	米斗 6 ·
99/7					_ 2

从 数 等 条	分野等	種別/事業名・活動名等	具体的な活動内容	連携実績のある主な地方自治体等の名 称又はその概数	実施状況
		委員推薦/教育相談センター事業 評価委員会	都民や学校等の教育相談ニーズに即応するために開催される、事業評価委員会へ の委員の推薦	東京都	実施済み
		委員推薦/障害児通所給付費等 不服審査会	障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費に係る処分についての審査請求に 対応するための 知事の附属機関への委員の推薦	東京都	実施済み
		委員 推薦/学校問題紛争解決 サポートセンター	東京都教育委員会が、多様化する保護者や地域住民の要望への対応など、学校のみでは解決困難な問題に対して、公平・中立な立場でその解決に資するため、東京都教育相談センター内に設置している機関への委員の推薦	東京都	実施済み
子どもの		委員推薦/子供に万引きを 許さない連絡協議会	子供に万引きをさせない取組を推進することを目的として設置した、「子供に万引き をさせない連絡協議会」への委員の推薦	東京都	実施済み
人権と少年法に関する委員会	子どもの権利問題	相談員等派遣/子供の権利 擁護専門員	「子供の権利擁護電話相談員」や「子供の権利擁護専門員」となる相談員の派遣	東京都	実施済み
		調査員派遣/子供の権利擁護 調査員	「子供の権利擁護電話相談員」や「子供の権利擁護専門員」となる相談員の派遣	東京都	実施済み
		相談員派遣/学校関係者等への 面談弁護士派遣	定期的に学校を訪問し、校長先生との面談や保護者からの相談を受ける相談員の 派遣	1区	実施済み
		相談員派遣	学校の法的問題解決支援事業における相談員派遣	되1	実施済み
		講師派遣	教育委員会「人権学習講座」への講師の派遣	1区	実施済み
		相談員派遣	生活保護者急増に伴う困難ケースの対応	1区	実施済み
		相談員派遣	都営住宅等から暴力団員排除に係る相談	東京都住宅都市整備局	実施済み
民事介入暴力対策委員会	民事介入暴力問題	講師派遣	不当要求防止責任者講習会	各警察署管内・公益社団法人暴力団追 放運動推進都民センター	実施済み
		講師派遣	企業の要望に応じたテーマでの研修会	加盟企業·公益社団法人警視庁管内特 殊暴力防止対策連合会	実施済み
公害環境問題 特別委員会	公害環境問題	委員派遣/行政に対して公害問題に 詳しい弁護士の派遣	公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場で、あっせん、調停、仲裁を行う委員の派遣	東京都公害審査会・東京都環境審議会	米井の東州
		-			6

	ı		l		1	l	1	1		資料
実施状況	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	<b>)大</b> を 乗り 乗り 乗り 乗り 乗り 乗り 乗り 乗り 乗り 乗り
連携実績のある主な地方自治体等の名 称又はその概数	1区 東京都教育庁、環境省、原子力規制庁	17自治体(昭島市、稲城市、青梅市、奥多摩町、国立市、国分寺市、小平市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、東大和市、東村山市、日野市、府中市、福生市)7社会福祉協議会(稲城市、立川市、西東京市、八王子市、東久留米市、東村山市、三鷹市)	9自治体(稲城市、青梅市、立川市、 八王子市、日野市、福生市、武蔵野市、 武蔵村山市、三鷹市)	青梅市	国分寺市、八王子市、東久留米市、日野市	立川市、日野市	国分寺市、立川市	八王子市、日野市、西東京市、 武蔵村山市	立川市、八王子市、日野市、府中市	八王子市、町田市
具体的な活動内容	公益通報窓口担当	多摩地区自治体・社会福祉協議会が主催する法律相談の相談員派遣	多摩地区自治体が主催する自治体職員・市民向け講演会への講師派遣	多摩地区自治体・社会福祉協議会等が主催する高齢者・障害者問題を啓発するための講演会への講師派遣	多摩地区自治体成年後見制度推進機関運営委員会、 地域包括支援センター運営協議会、社会福祉協議会権利擁護センター等委員 の推薦	多摩地区自治体子ども家庭支援センター等協議会委員の推薦	多摩地区自治体個人情報保護審査会等委員の推薦	多摩地区の学校等が主催するいじめ等に関する出張授業や講演会への講師派遣	多摩地区自治体の各種審議会・各種委員会等委員の推薦	多摩地区自治体に避難している被災者を対象とした相談事業への相談員派遣
種別/事業名·活動名等	弁護士の紹介/公益通報に対して 行政に担当者を紹介	弁護士派遣	講師派遣/多摩地区自治体職員 対象の研修	講師派遣/多摩地区自治体職員 向け高齢者·障害者問題講師派遣	委員推薦/多摩地区自治体の 高齢者関係委員推薦	委員推薦/自治体向け	委員推薦/多摩地区個人情報 関係委員推薦	講師派遣/多摩地区の子ども関係 の講演会講師	委員推薦/多摩地区自治体の 高齢者関係委員推薦	弁護士派遣/多摩地区自治体 避難者向け相談
分野等	その他	法律相談		高齢者・障害者問題	高齢者・障害者問題	子ども権利問題	個人情報保護	子どもの権利問題	審議会・委員会等の委 員推薦	災害対策・避難者支援
及 数 数 量 条	公益通報 委員会	多摩文部法律相 談委員会、三会 多摩地区法律相 談センター運営 委員会		多摩文部高齢者・障害者の権利に関する委員会、多摩文部正義のを 説に関する委員会、多摩文部正回支部長会議			多摩支部正副支 部長会議、 人事委員会			三会災害復旧復 興本部 (多摩支部震災 対応プロジェクト チーム)

実施済み

実施済み

実施済み

連携実績のある主な地方自治体等の名称 又はその概数 兵庫県生活科学総合センター及び、県下7の消費生活センター(民崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、三田市、川西市、猪名川町) 兵庫県社会福祉士会、神戸市社会福祉士会、尼崎 市社会福祉士会、加西市、他 神戸市社協、播磨町社協、香美町社協、新温泉町 社協、三田市社協、丹波市社協 44団体。別紙添付(但し参加は任意) 兵庫県中小企業再生支援協議会 兵庫県信用保証協会等 各精神科病院、家族会 兵庫県信用保証協会 割 神戸市、加東市、 各市町社協 4自治体 西宮市 地方自治体を含む団体からの申し込みを受けて、刑事弁護における取調への現在の問題点と可視化実現に向けた取り組みをテーマとした弁護士による講座及び参加者との意見交換を行う。 PSW協会と協働して、精神科病院や家族会への出張法律相談などを実施。 高齢者, 障害者の権利保護や成年後見制度や介護事故, 唐 待などを研修テーマとして扱い, 自治体職員への啓発活動を | 行う。 中小企業向けの法務・経営に関する法律相談や弁護士紹介 の実施 中小企業、小規模事業者に対する支援体制の構築及び支援 施策の活用方策の検討、情報の集約・共有 県下の社会福祉協議会より委託を受けて高齢者障害者専門 相談を実施。 一般の方との法律相談ではなく、職員の方からの相談を弁護 士が受けるもの。任期を決め、各市町社協の職員の方が担 当の弁護士に相談をする。 中小企業等に対する事業再生・経営改善支援施策について 検討 当会消費者保護委員会委員・消費者被害救済センター登録 会員と、県下消費生活センター職員との事例検討会 高齢者に対する虐待問題解決を図るために設置されたもので、弁護士・社会福祉士・保健師で構成。主な活動は、検討会議への参加・高齢者虐待対応に関わる支援者への対応。 当会消費者保護委員会委員と、兵庫県生活科学総合センター、及び県下消費生活センター職員が、資料等を作成せず、ざっくばらんに情報交換を行う。 西宮市多重債務者対策連絡協議会委員 具体的な活動内容 兵庫県中小企業再生支援会議への委員推薦 西宮市多重債務者対策連絡協議会委員推薦 精神障害者に対する法的支援プロジェクト 県・市町社協との権利擁護相談契約 兵庫県地域支援金融会議への参加 高齢者虐待ワーキングチーム検討会議 講師派遣/ 取調べの可視化出前講座 種別/事業名・活動名等 消費者苦情事例研究会 ざっくばらん情報交換会 法律相談·弁護士紹介 兵庫県弁護士会】地方自治体等との連携活動 委託法律相談 講師派遣 高齢者·障害者問題 高齡者•障害者問題 高齡者•障害者問題 高齢者·障害者問題 高齡者·障害者問題 中小企業支援 中小企業支援 中小企業支援 消費者問題 消費者問題 消費者問題 その街 高齢者・障害者 総合支援センター 運営委員会 消費者保護委員会 取調べの可視化 実現本部 弁護士業務委員会 水 松 画 你

実施済み

実施済み

実施済み

実施済み

実施済み

実施済み

実施済み

実施済み

実施状況

実施済み

对 委員会	分野等	種別/事業名・活動名等	具体的な活動内容	連携実績のある主な地方自治体等の名称 又はその概数	実施状況
	消費者問題	消費生活セツーへの顧問弁護士の派遣	それぞれの団体との契約内容による(主に消費生活相談員 及び消費者への法的助言等)	西宮市、宝塚市、三田市、神戸市、伊丹市、川西 市、芦屋市	実施済み
	消費者問題	淡路くらしの安全・安心ネットワーク会議構成員推薦 依頼	淡路くらしの安全・安心ネットワーク会議構成員	洲本市、南あわじ市、淡路市	実施済み
	消費者問題	消費生活相談支援専門家	弁護士会は、県セソケーからの依頼に対し、消費生活支援専門 家名簿を整備する。県セソテーや市町の消費生活相談窓口が 受け付けた専門的知識を要する解決困難な消費生活相談に ついて、専門家の助言を必要とする県セソケー及び市町は、県セ ソケーヘ申込みをおこない、その後、名簿に基づき支援専門家 へ連絡を取り助言を受ける。	兵庫県下の消費生活センターより申込みの都度対応。(各センターの申込み履歴・回数等概数は数えていない)	実施済み
	消費者問題	ひょうご安心 サポートシステム	弁護士・消費者行政職員・本人の3者面談で対応すべき事案であると県センケが判断した場合、当会消費者被害救済センター幹事長に弁護士派遣を依頼。幹事長は、上記消費生活支援専門家名簿に基づき担当者を推薦する。	兵庫県下の消費生活センターより申込みの都度対応。(各センターの申込み履歴・回数等概数は数えていない)	実施済み
	消費者・高齢者問題	消費生活高齢者被害防止ネットワーク	警察、社協、市町福祉担当課、金融機関、県・市町消費生活センター、相談機関等で構成するネットワークを立ち上げ、悪徳商法や特殊詐欺の新し、手口等の情報交換の為の会議を開催し、特に被害の多い高齢者の消費者被害を予防する。	兵庫県生活科学総合センター及び神戸、阪神地域 の消費者センター、社協、自治体、警察等(詳細は 当会では把握していない)	実施済み
消費者保護委員会	消費者問題	消費生活相談レベルアップ研修への講師派遣	県・市町の消費者行政に従事する行政職員・消費生活相談 員対象の研修において、各研修テーマの講師を派遣。	兵庫県生活科学総合センター	実施済み
	消費者問題	消費者問題通信講座のテキスト原稿執筆依頼	県生活科学総合センターで一般市民を対象に行っている通信講座のテキストの原稿執筆及び、〇×問題の解説作成。 (テーマ:悪徳商法の被害に遭わないための法律知識)	兵庫県生活科学総合センター	実施済み
	消費者·高齢者問題	消費生活高齢者被害防止ネットワーク	警察、社協、市町福祉担当課、金融機関、県・市町消費生活センター、相談機関等で構成するネットワークを立ち上げ、悪徳商法や特殊詐欺の新し、手口等の情報交換の為の会議を開催し、特に被害の多い高齢者の消費者被害を予防する。	兵庫県生活科学総合センター及び神戸、阪神地域 の消費者センター、社協、自治体、警察等(詳細は 当会では把握していない)	実施済み
	消費者問題	消費生活相談レベルアップ研修への講師派遣	県・市町の消費者行政に従事する行政職員・消費生活相談 員対象の研修において、各研修テーマの講師を派遣。	兵庫県生活科学総合センター	実施済み
	消費者問題	消費者問題通信講座のテキスト原補執筆依頼	県生活科学総合センターで一般市民を対象に行っている通信講座のテキストの原稿執筆及び、〇×問題の解説作成。 (テーマ:悪徳商法の被害に遣わないための法律知識)	兵庫県生活科学総合センター	実施済み
弁護士推薦委員会	全分野共通	弁護士推薦/ 地方自治体およびこれらの機関の委嘱に基づい て、当会の弁護士を推薦する	地方自治体などに設置される各種委員会の委員について弁 護士推薦の委嘱があった場合、適任の弁護士を推薦する。	兵庫県内の各自治体	実施済み
	各自治体において実施の無料法律相談へ の弁護士派遣	各自治体において実施の無料法律相談への弁 護士派遣	各自治体等が開催する無料相談事業への相談担当弁護士 の派遣。	33団体	実施済み
総合法律センター運営委員会	各自治体において実施の無料法律相談へ の弁護士派遣	法律相談業務に関する委託団体との協議会	無料法律相談事業について、当会との弁護士派遣の委託契約を締結している団体の担当者が集まり、情報交換や問題点の指摘、今後のあり方等に関する検討をおこなう。	33団体	実施済み

水 然 会 会	分野等	種別/事業名・活動名等	具体的な活動内容	連携実績のある主な地方自治体等の名称 又はその概数	実施状況
	住まいの相談	神戸市すまいの安心支援センター協議会への弁 護士派遣	協議会にて神戸市すまいの安心支援センターの実績報告を 受け、関係団体と協議。	神戸市	実施済み
	外国人相談	外国人県民相談ネットワーク会議への弁護士派 遺	会議で実績報告、関係団体の現状を聴取し、意見交換。	兵庫県国際交流協会	実施済み
総合法律センター	弁護士紹介		当相談事業で対応する必要のある市民からの相談申込を神 戸市が受けた際、弁護士会に弁護士紹介を申込み、弁護士 会は予め整備した担当弁護士名簿から弁護士を紹介して神 戸市へ回答する。その後、担当弁護士は事務所において相 談者と面談相談をおこなう。	4. 中一本	実施済み
<b>准</b> 因安員功	法律相談への弁護士派遣	法律相談への弁護士派遣/川西市:女性のため の法律相談(DV等)、豊岡市:多重債務相談	法律相談会への弁護士派遣	川西市、豊岡市	実施済み
	多重債務者救済	兵庫県・多重債務者相談強化キャンペーンへの 弁護士派遣	兵庫県消費生活課からの依頼を受け、法律相談会を開催する会場への弁護士派遣をおこなう。	兵庫県(たつの市、芦屋市、三田市、近畿財務局、尼崎消費生活センター、 西脇市消費生活センター、 多可町消費生活センター、 中福 の町消費生活センター、 中播磨消費生活創造センター、 中深消費生活制造セン	実施済み
	法律相談への弁護士派遣	丹波市1日合同相談会(無料相談会)への弁護 士派遣	丹波市、弁護士会、司法書士会、社労士会、土地家屋調査士会、行政書士会、税理士会、法務局、法テラス等と共催で、1 日相談会を開催。弁護士会は法律相談を担当。	丹波市	実施済み
	個人情報保護	講師派遣/西宮市内医療機関関係者対象の個 人情報に関する研修	西宮市内医療機関関係者対象の個人情報に関する研修	西宫市保健所	実施済み
法教育委員会	法教育	講師派遣	中学生、高校生に対し現在の司法の状況についての理解を 深めてもらうため、教育関係者のみならず法曹関係者が積極 的役割を果たすことが求められていると考え、裁判のしくみ、 特護士の役割及び法制度全般にわたった講演を企画し、申 込みのあった学校へ会員弁護士を派遣する	兵庫県内の中学校、高等学校	実施済み
両性の平等に関	女性の権利	法律相談	自治体との共催で「女性の権利110番」を実施	神戸市男女共同参画センター(あすてつぶKOBE) 姫路市男女共同参画推進センター(あいめっせ姫路)	実施済み
する委員会	女性の権利	法律相談	女性のための法律相談を毎月1回実施	明石市	実施済み
	自死問題	休日夜間電話法律相談	県の委託を受け、自殺対策事業の一環として、弁護士、精神 保健福祉士による休日夜間電話相談を行う。	兵庫県	実施済み
労働と生活に関する委員会	自死問題	生活再建相談(河川敷巡回相談)	弁護士が河川敷に赴き、ホームレス生活者を対象とした法律 相談を行う。	兵庫労働局	実施済み
	労働問題	個別労働紛争弁護士サポート制度	労働局のあっせんで紛争解決に至らなかった事案について、 希望者には弁護士を紹介する。	兵庫労働局	実施済み

	団体名
23	加古川市消費生活センター
24	篠山市消費生活センター
25	淡路市消費生活センター
26	相生市消費生活センター
27	豊岡市くらしの相談室
28	たつの市市民生活部なんでも相談課
29	赤穂市消費生活センター
30	西脇市消費生活センター
31	三木市消費生活苦情相談
32	高砂市消費生活センター
33	多可町消費生活センター
34	小野市消費生活相談コーナー
35	播磨町消費生活相談コーナー
36	太子町生活福祉部生活環境課
37	丹波消費生活センター
38	加西市消費生活相談窓口
39	養父市消費生活センター
40	南あわじ市消費生活センター
41	朝来市消費生活相談窓口
42	宍粟市消費生活センター
43	稲美町消費生活相談窓口
44	佐用町消費生活センター
-	

	団体名
$\equiv$	兵庫県立健康生活科学研究所生活科学総合センター
2	兵庫県健康福祉部生活消費局消費生活課
3	兵庫県中播磨消費生活創造センター
4	兵庫県但馬消費生活センター
2	
9	兵庫県丹波消費生活センター
7	兵庫県淡路消費生活センター
8	西播磨消費生活センター
6	神戸市生活情報センター
	姫路市消費生活センター
=	尼崎市立消費生活センター
2	あかし消費生活センター
	西宮市消費生活センター
+	洲本市消費生活センター
5	芦屋市消費生活センター
9	伊丹市立消費生活センター
7	宝塚市消費生活センター
8	川西市消費生活センター
	猪名川町消費生活相談コーナー
0.	
=	福崎町立生活科学センター
2	加東市消費生活相談窓口
•	

実施状況	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み
連携実績のある主な地方自治体等の名称 又はその概数	4自治体 (島根県、松江市、出雲市、雲南市)	島根県警	県及び県下5市、2町(任期中のもの)	島根大学教育学部付属教師教育研究 センター	島根県教育委員会	島根県教育委員会	H24:小学校2、中学校1、高校7、 H25:高校4(4~11月中)	島根県警、	島根県, 島根県警	島根県
具体的な活動内容	自治体等が実施する各種法律相談	県民から寄せられる各種相談に迅速かつ適切に 対応するため、相談窓口を有する機関・団体でネットワークを構築する。	県及び県下自治体行政委員会への委員推薦	法教育の意義とその必要性について講義、教材でのロールプレイ。その他、裁判員制度について講義、模擬裁判。	小・中・高及び特別支援学校の教員を対象。法教育の意義とその必要性について講義し、ルール作りの演習、裁判官と検察官と共に模擬裁判を実施。	県内高校2年生で難関大学・学部への進学を希望している生徒を対象に、ルールづくりの演習等を実施。	各学校から申込みのある都度、法教育委員会委員が、学校へ出向き、授業を実施。	暴力団事案について、県警、県暴追センターと連携して問題解決にあたる。	関係機関・団体との緊密な連携によって、被害者等のニーズに対応した各種支援活動を効果的に推進するため、被害者等の支援に関する情報交換、調査及び研究、広報及び啓発などを行う。	児童虐待の発生予防、早期発見・対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで切れ目のない支援を行うための、共通理解、連携強化を図る。
種別/事業名・活動名等	法律相談への担当者派遣	島根県相談業務相互支援ネットワーク	各自治体への行政委員の推薦	教員免許状更新講習への講師派遣	教員を対象にした法教育講座への講師派 遺	夢実現進学チャレンジセミナーへの 講 師派遣	県内小中学校への出前授業	民事介入暴力対策研究会	島根県犯罪被害者支援連絡協議会	島根県児童虐待防止対策推進連絡会
分野等	法律相談	法律相談	委員推薦		在***	<b>达</b> 教目		民事介入暴力	犯罪被害者支援	子どもの権利
<b>松 松 松 松 松 松 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水</b>	全分野共通	法律相談センター	弁護士推薦委員会		**************************************	/元秋 月玄 貝 元		民事介入暴力 対策委員会	犯罪被害者 対策委員会	子どもの権利委員会

[島根県弁護士会]地方自治体等との連携活動

対応 委員会	分野等	種別/事業名:活動名等	具体的な活動内容	連携実績のある主な地方自治体等の名称 又はその概数	実施状況
高齢者・障害者の	高齢者・障害者問題	出雲市高齢者虐待ネットワーク会議	高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において、高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援を実施するためのネットワークを構築する	出雲市	実施済み
権利に関する 委員会	高齢者·障害者問題	市民後見人の育成・支援に係る市町村等担 当者会議	認知症高齢者の増加等により、権利擁護に関わる 市民後見人の育成及び活用を図るための体制整 備に向けた課題検討、意見交換。	島根県	実施済み
・高齢者・障害者の 権利に関する委員会 ・刑事弁護センター	高齢者・障害者問題	島根県地域生活定着支援センター	島根県地域定着支援センターの活動に弁護士の 意見を反映させるための意見交換実施。	島根県(島根県社会福祉協議会)	実施済み
両性の平等に関する	DV問題	女性に対する暴力対策関係機関連絡会	女性に対する暴力の被害者支援について共通理 解と認識を深め、関係機関相互の連携強化を図る	島根県	実施済み
<b>委員</b> 分	男女共同参画	島根県男女共同参画相談機関連絡会議	県民または事業者からの性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての相談に対して、連携を図り、適切に対応するため。	島根県	実施済み
消費者問題対策	消費者問題	消費者問題定例勉強会	県内自治体の消費者行政担当者との連携の観点から、県消費者センターに対して、当会からオブザーバー参加を呼び掛けて実施。	島根県	実施済み
<b>泰</b> 徐	消費者問題	島根県消費者センターとの懇談会	県消費者センターと県内の消費者被害の相談状 況の共有及び事例検討。	島根県	実施済み
貧困と人権に関する	貧困対策	島根県パーソナルサポートセンター (島根 県生活困窮者自立支援ネットワーク会議)	ネットワーク会議の構成運営団体として、状況に応じ専門的な個別支援テームを編成し、生活困窮者等の経済的自立、日常生活自立、社会生活自立を援する。	島根県(島根県社会福祉協議会)	実施済み
委員 分	貧困対策	松江地域生活福祉·就労支援協議会	生保受給者及び児童扶養手当受給等、支援対象 者に対し的確な相談窓口へ誘導するため関係機 関で密接な連携を図る。	松江市	実施済み



行政機関向け

# 熊本県弁護士会活動案内

(平成26年版)



## 目次

## 第 1 ごあいさつ 第2 相談事業等 法律相談センター・・・・・・・ 日弁連交通事故相談センター・・・・・・ 子どもの人権相談・・・・・・・・ 中小企業法律支援センター(ひまわりほっとダイヤル) 顧問弁護士紹介制度・・・・・・ 高齢者・障害者支援センター(出張相談)・・ 紛争解決センター・・・・・・・ 当番弁護士制度(刑事弁護)・・・・・・・ 犯罪被害者支援ホットライン・・・・・・・ 個別民事介入暴力に対する被害者救済・・・・・ 能本県専門士業団体連絡協議会主催無料相談会•• 精神保健当番弁護士制度・・・・・・・ 遺言・相続に関する法律相談(遺言・相続センター)・・ 第3 行政向け事業 派遣相談窓口の設置依頼・・・・・・・・ 自治体の和税徴収部門における多重債務の発見及び 多重債務者の生活再生支援に向けた取り組み・・ 福祉相談担当者なんでも相談箱・・・・・・・ 大規模災害時等発生時における相談業務の支援に関する協定・・18 各種研修等についての弁護士派遣・・・・・・ 消費生活相談員研修への弁護士派遣制度・・・・・ 各学校等への出前講義・・・・・・・・ 民事介入暴力に関する講演(弁護士派遣)・・・ 労働・貧困問題に関する研修等への講師派遣・・・・・ 遺言・相続に関する研修会等への講師派遣・・ セクハラ・DV等に関する研修会等への講師派遣・・・



## 熊本県弁護士会活動案内の発行にあたり

はじめまして。熊本県弁護士会会長の衛藤二男と申します。

さて、熊本県弁護士会では、「より開かれた弁護士会、市民に身近な存在の弁護士会」を目指して、弁護士会の活動を広く県民・市民の皆様方に知っていただくために、弁護士会のホームページや新聞・テレビ等を通じて様々な広報活動を展開しているところです。そして、このような広報活動を更に拡大するべく、このたび、熊本県内の地方公共団体、市町村等の行政機関に対する広報活動として、行政機関向けの「熊本県弁護士会活動案内」を発行する運びとなりました。

これまで、弁護士会は、顧問弁護士、各種審議会や委員会の審議委員、住民向けの法律相談への派遣、その他地方自治体が直面する消費生活、行政対象暴力、高齢者・障がい者虐待、いじめ問題をはじめとする学校事故・事件等の解決に関して連携協力させていただきました。しかしながら、熊本県弁護士会では、近時の地方自治体の権限強化、責任・役割の拡大に応じて地方自治体・地方公共団体との密接な連携を更に強化していく必要性を確認し、そのためには、先ずは、弁護士会の活動情報を県内の各市町村、地方自治体に対して分かり易く説明した十分な広報活動が不可欠であるとの結論に至りました。

このたびの、「熊本県弁護士会活動案内」は、まさに、熊本県弁護士会と熊本県及び県内の各市町村等の地方自治体、地方公共団体との連携強化を図ることを目的とするものです。どうか、「熊本県弁護士会活動案内」を十分にご活用のうえ、各地方自治体、地方公共団体の活動にお役立ていただければ幸甚に存じます。

熊本県弁護士会 会長 衛 藤 二 男



## 法律相談センター

## 制度の概要

一般相談(月毎に分野ごとの無料相談を実施中) 法律扶助相談,多重債務相談(無料相談)

## 制度の説明

熊本県弁護士会では、弁護士をご存知でない方のために、県内7ヶ所(熊本, 山鹿, 玉名, 天草, 人吉, 阿蘇, 八代)に法律相談センターを設けて、法律 相談を行っていますので、住民の方から行政機関にご相談があった場合は, 法律相談センターをご紹介ください。

法律相談センターは、皆様の様々な法律問題やトラブルを解決する総合的な相談所として、多くの方々にご利用を頂いています。

一般法律相談は有料ですが,多重債務相談については無料法律相談を随時 実施しております。

また,一般法律相談についても,毎月,分野ごとに無料相談月間を設定して,無料法律相談を実施しております。当会ホームページ上のお知らせのページに無料法律相談の情報を掲載しておりますので,こちらもご確認ください。

このほか,法律相談センターは法テラスの指定相談場所となっておりますので,民事法律扶助の制度を利用することにより,無料で相談を受けることができますので,お気軽にご利用ください。

相談については、予約制となっております。すべてのセンターでの相談について、下記の連絡先で対応しておりますので、まずはお電話の上、ご予約をお願いいたします。

## 費用

一般相談 30分:5250円(税込)

(消費税増税に伴い、平成26年4月以降は税込5400円となります。) 多重債務相談・分野別無料相談 30分:無料

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会法律相談センター

〒860-0844 熊本市中央区水道町1番23号加地ビル3階

TEL: 096-325-0009



## 日弁連交通事故相談センター

## 制度の概要

交通事故に基づく損害賠償問題に関する面談相談及び電話相談

## 制度の説明

交通事故に基づく損害賠償の問題について,弁護士が無料で法律相談に 応じたり,あっせん人となって話し合いにより紛争の解決を目指します。 住民の方から,交通事故に関する問題について,ご相談を受けた場合には, 交通事故相談センターをご紹介ください。

## 費用

無料(相談)

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会法律相談センター

〒860-0844 熊本市中央区水道町1番23号 加地ビル3階 TEL:096-325-0009



## 制度の概要

子どもの人権に関する無料相談です。

## 制度の説明

毎月第3土曜日の午後2時から午後4時まで,熊本県弁護士会において, 弁護士による電話無料相談,及び面談方式の無料相談を開催しています。 子どもの人権に関する様々な相談に,法的観点からアドバイスをいたします。

## 費用

無料

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:子どもの人権委員会)



## 中小企業法律支援センター(ひまわりほっとダイヤル)

## 制度の概要

中小企業のための法律相談サービスです。

## 制度の説明

日本弁護士連合会中小企業法律支援センターが提供する,中小企業のため の法律相談サービスです。

当番に指定された担当相談員(弁護士)が、相談者に対して電話等で連絡を採り、直接面談の上法律相談を行うというものです。

初回の相談を30分無料で行うこととしております。

個人事業主を含む中小企業においては、法テラスの利用が不可能であることから、法テラスに代わる法的サービスの一環として、ご利用いただけます。 なお、弁護士会事務局にチラシがございますので、ご連絡いただければ、 チラシを送付いたします。

## ご利用方法

ひまわりほっとダイヤル:0570-001-240

## 費用

初回無料

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会 (事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:中小企業法律支援センター委員会)



## 制度の概要

顧問弁護士候補者をご紹介いたします。

## 制度の説明

顧問弁護士をお探しの方がいらっしゃいましたら,下記弁護士会法律相談 センターまでご連絡ください。

弁護士会から、複数の弁護士を推薦し、その中から顧問弁護士をお選びいただけます。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会法律相談センター

〒860-0844 熊本市中央区水道町1番23号 加地ビル3階

TEL: 096-325-0009



## 高齢者・障がい者支援センター(出張相談)

## 制度の概要

自宅等への派遣相談

## 制度の説明

外出が困難な高齢者や障がい者の方のために,弁護士がご自宅や病院等を 訪問して法律相談に応じます。

高齢者や障がい者の住民の方から、弁護士に相談したいが外出することができない、等といったご相談を受けた場合には、高齢者・障害者支援センターについてご紹介ください。

## 費用

有料(45分15,000円(交通費・税込み))

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会法律相談センター

〒860-0844 熊本市中央区水道町1番23号 加地ビル3階

TEL: 096-325-0009

(担当委員会:高齢者・障害者に関する委員会)



## 制度の概要

民事上の争いごとについて、弁護士が「あっせん人」となって公正中立の 立場で当事者から言い分を聞き、話合いによる紛争の解決をお手伝いする制 度です。いわば弁護士会の「調停」です。

## 制度の説明

紛争解決センターでは、あっせん人が当事者の話を聞いて、解決案を押しつけることなく、双方の合意による解決を目指します。

原則として、3回以内のあっせん期日で解決できるよう努力することになっており、早期の解決を目指します。

## 費用

有料です。

費用の点については、弁護士会事務局に御連絡を頂ければ、パンフレット をご送付致します。また、弁護士会のホームページでもご覧になれます。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913



## 当番弁護士制度(刑事弁護)

## 制度の概要

身体を拘束された被疑者等に、一度、無料で接見します。

## 制度の説明

被疑者・被告人の身体が拘束されている刑事事件について、接見の必要に 応ずるため、当番制によって土日祝日も含め常時弁護士を配置し、接見のた めの弁護士派遣を行います。

接見の要請があった時から,原則24時間以内に弁護士が接見に赴き,被 疑者・被告人の権利,刑事手続きの流れ等を説明することにより,被疑者・ 被告人の権利を擁護するとともに,被疑者・被告人の不安を解消することが できます。

制度が利用できるのは、被疑者・被告人が逮捕・勾留後一度も弁護士と面会していない場合に限られます(一回のみ)。

土日祝日も当番の弁護士が待機しています。

## お問い合わせ先

専用ダイヤル:090-3661-3133

午前9時から午後5時まで

(担当委員会:刑事弁護センター委員会)



## 犯罪被害者支援ホットライン

## 制度の概要

犯罪被害者専用の無料電話相談です。

## 制度の説明

犯罪被害者の方の中には、どこに相談してよいのかわからないという場合 もしばしばあります。

法律専門家たる弁護士のホットラインを無料で利用できる本制度は、犯罪被害者にとって窓口が増えるだけでなく、被害者がたらいまわしにされる危険性をなくすものでもあります。

また、警察等の捜査機関では十分な支援が得られなかったりする場合でも、 弁護士による支援を早期に可能とする点で有用性が認められるものです。

犯罪被害者からの相談については、本制度をご紹介ください。

## 費用

無料

## お問い合わせ先

専用ダイヤル:090-9568-1157

平日午前9時から午後5時まで

(担当委員会:犯罪被害者委員会)



## 制度の概要

個別の民事介入暴力被害に対応します。

## 制度の説明

民事介入暴力対策委員会では、個別の民事介入暴力事案について、当委員会所属弁護士で構成する対応班により、被害救済のための、裁判上、裁判外の手続きを執り、紛争を解決します。

紛争解決においては、熊本県警察、熊本県暴力追放運動推進センターとも 連携、協力して対応しています。

民事介入暴力による被害にお困りの住民の方には,熊本県弁護士会民事介 入暴力対策委員会をご紹介ください。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:民事介入暴力対策委員会)



## 熊本県専門士業団体連絡協議会主催無料相談会

## 制度の概要

熊本県専門士業団体連絡協議会が主催して、年に1度、合同無料相談会を行っています。

## 制度の説明

熊本県専門士業団体連絡協議会(行政書士,司法書士,社労士,土地家屋 調査士,不動産鑑定士,税理士及び弁護士の7士業で構成される連絡協議会) により,年に1度(毎年秋ごろ。なお、平成25年度は11月24日(日曜 日)に実施。)合同無料相談会を開催しています。

住民の方から、弁護士を含め、他の専門士業に関連するご相談を受けた場合には、専門士業団体連絡協議会主催の無料相談会をご紹介ください。

## 費用

年1回(毎年秋頃開催) 無料(相談)

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会 (事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:業務対策委員会)



# 制度の概要

精神科病院等に入院中の方から、退院請求・処遇改善請求に関する相談の希望があった場合に、弁護士を派遣し、出張相談を行います。

## 制度の説明

熊本県内所在の精神科病院等に入院中の方(精神保健福祉法に基づく措置 入院・医療保護入院等の非自発的な入院を予定)から、退院請求・処遇改善 請求の相談の希望があった場合に、相談担当弁護士を入院先の精神科病院等 に派遣して、出張相談を実施します(出張相談活動)。

また、相談後、相談者が希望する場合には、必要に応じて、精神医療審査会に対する退院請求・処遇改善請求について代理人として活動することを予定しています(審査請求代理人活動)。

## 費用

出張相談は無料です(「日弁連委託法律援助事業」利用していただくこと を前提とします。)

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会法律相談センター

〒860-0844 熊本市中央区水道町1番23号 加地ビル3階 専用ダイヤル:096-325-7700

午前9時から午後5時まで

(担当委員会:高齢者・障害者に関する委員会)



## 遺言・相続に関する法律相談(遺言・相談センター)

## 平成25年12月1日現在準備中

## 制度の概要

遺言・相続に関する法律相談(電話相談,法律事務所での相談,出張相談)

#### 制度の説明

遺言・相続についての相談等を充実します。

「遺言・相続」に関する専用電話相談窓口を設置し、相談者に対し、担当 弁護士を紹介します。担当弁護士は、その後希望があれば、相談内容に応じ て、法律事務所での相談や出張相談を行うこともできます。この場合の相談 者の費用負担については、無償とする予定です。

当センターについてのお問い合わせは、熊本県弁護士会事務局までご連絡ください。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

※電話相談窓口の電話番号は、現在のところ未定です。

(担当委員会:遺言・相続センター運営委員会)



## 制度の概要

行政機関等の委託による派遣相談窓口設置

## 制度の説明

熊本県弁護士会法律相談センターは、県内7か所の法律相談センターだけでなく、行政機関等から委託を受けて法律相談のために定期的に弁護士を派遣しています(派遣相談)。

現在,熊本市役所,各区役所などに弁護士の派遣相談窓口を設置しており,多くの住民の方に利用されています。

是非、住民サービスにお役立てください。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会法律相談センター

〒860-0844 熊本市中央区水道町1番23号加地ビル3階 TEL:096-325-0009



## 自治体の租税徴収部門における多重債務の発見 及び多重債務者の生活再生支援に向けた取り組み

## 制度の概要

熊本県内の全自治体の徴収部門との連携を図り、多重債務問題について、 弁護士による適切な解決を行い、租税徴収率の向上、多重債務問題の解決に つなげ、ひいて多重債務者の生活再生支援を行います。

## 制度の説明

租税を滞納している者のほとんどが、同時に多重債務者であることが多く、 収入についても生活保護基準以下の場合が多く「(税金を) 払いたくても払え ない」場合がほとんどです。また、多くの者が、弁護士等専門家への相談に たどり着けていない場合もあります。

平成23年10月より取り組みを開始しており、具体的には、自治体における「徴収部門における多重債務問題の発見・対応マニュアル」に沿った研修を行い、この研修に参加した事などを要件として、相談担当弁護士の名簿を作成し、名簿完成後、各自治体に対して、かかる相談担当弁護士の名簿及び上記のマニュアルについて当委員会委員において説明をし、自治体の徴収部門が「困った時にはいつでも」相談担当弁護士に繋げるように平成24年より運用を開始しました。

ご相談については、法律相談センターに相談担当弁護士の名簿を設置して おりますのでご連絡ください。また、本制度に関するご説明等については、 担当委員会から説明担当の弁護士を派遣いたしますので、熊本県弁護士会消 費者問題対策委員会までご連絡ください。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会法律相談センター

〒860-0844 熊本市中央区水道町1番23号 加地ビル3階 TEL:096-325-0009

※制度に関するお問い合わせ

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:消費者問題対策委員会)



## 福祉相談担当者なんでも相談箱

## 制度の概要

福祉の現場でお悩みの方についての相談事業です。

## 制度の説明

福祉の現場でお悩みの皆さん(行政機関、福祉団体・施設等において高齢者 や障がい者の相談を担当している方)の疑問や質問に、法的側面からアドバイ スすることが、この相談事業の目的です。

初回無料でお答えします。申込書に記入のうえFAX(096-325-0914)でお申し込み下さい。

熊本県弁護士会ホームページの、「相談する」ページの中にある、「各種相 談先一覧」のページからパンフレット、申込書をダウンロードできます。

## 費用

初回無料

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913FAX : 0.96 - 3.25 - 0.914

(予約FAX送信先)

(担当委員会:高齢者・障害者に関する委員会)



## 大規模災害時等発生時における相談業務の支援に関する協定

## 制度の概要

大規模災害発生時の市民向け相談活動。

## 制度の説明

東日本大震災や、平成24年熊本広域大水害を受け、今後、熊本県内で大規模災害が発生した場合において、幅広く相談活動を行い、迅速な被害回復に寄与することを目的として、平成24年度に、熊本県と、専門7士業との間で締結された協定です。

有事の際には,熊本県弁護士会までご連絡ください。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:業務対策委員会)



## 消費生活相談員研修への弁護士派遣制度

各種研修等についての弁護士派遣

## 制度の概要

消費生活相談員研修に弁護士を派遣します。

#### 制度の説明

本制度は、県内各地の消費生活相談員の研修に弁護士を派遣して行う消費者問題についての勉強会です。相談員が日頃の相談業務の中で疑問に感じる点等について課題を $1\sim2$  題提案して頂き、それに対して担当弁護士 2 名が回答し、質疑を行う、という形態で行うことが一般的です(ご要望に応じて、勉強会の方法は変えています)。

以前より、熊本県消費生活センターと熊本市消費者センターの研修に、年間9回弁護士を2名ずつ派遣してきましたが、平成24年度は、希望した他の自治体の相談員研修へも弁護士を派遣して勉強会を開催しました。本年度は、熊本県及び熊本市を除く11の市町村から派遣希望の回答がありました。

費用については、今年度に限り試行段階として、無料で行いますが、今後の 費用については、ご相談ください。

本制度は、消費生活相談員の日頃の疑問に専門家である弁護士が答えることで相談員の方々のレベルアップにつながると同時に、担当弁護士自身も、消費者被害事件について検討する機会を得ることで専門知識をより一層磨くことができ、かつ、勉強会を契機に弁護士と相談員とのネットワークも形成されて、消費者被害をより適切・迅速な解決に導くことができるという、非常にメリットの大きい制度ですので、今後も是非ご利用ください。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:消費者問題対策委員会)



## 各学校等への出前講義 各種研修等についての弁護士派遣

## 制度の概要

各学校等で法教育・消費者問題等に関する講義を行います。

## 制度の説明

近年の学習指導要領の改定等により、「法教育」について社会的な関心が 高まっています。ご要望に応じた分野や内容に応じて、法律の専門家ならで はの視点から、わかりやすく説明します。

法教育に関する講義(例えば、ルール作り、憲法、裁判員制度、弁護士の仕事など)ついては、法教育委員会が担当し、各学校及び各種団体へ弁護士を派遣して講義を行っています。

また,消費者問題に関する講義については,現在,県内の高等学校を対象に,同校の高校生へ,契約やクレジットカード決済の仕組み,消費者被害の実態と防止方法等についての知見を与えることで,未然に消費者被害の防止を図ることを目的とし,消費者問題対策委員会から弁護士を派遣して講義を行っています。

このほか、労働・貧困問題、セクハラ・DV問題など、他の法的問題についても、ご要望があれば対応可能です。詳しくは、弁護士会事務局までお問い合わせください。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:法教育委員会(法教育))

(担当委員会:消費者問題対策委員会(消費者問題))



## 民事介入暴力に関する講演、相談員派遣(弁護士派遣) 各種研修等についての弁護士派遣

## 制度の概要

各団体等で民事介入暴力に関する講演、相談員派遣を行います。

## 制度の説明

民事介入暴力対策委員会では、熊本県民暴研究会(熊本県警察刑事部組織 犯罪対策課、熊本県暴力追放運動推進センターと連携)や、九州ブロック民 暴研究会(九州管区警察局、九州ブロック暴追センター連絡協議会、九州弁 護士会連合会と連携)などで、民暴対策に関する研究報告を行っているほか、 民事介入暴力に関する講演の要請があれば、個別に講演活動を行っています。

銀行警察連絡協議会,証券警察連絡協議会,損害保険防犯対策協議会,え せ同和行為対策関係機関連絡会,国交省熊本河川国道事務所暴追連絡協議会 等に委員を派遣しています。

また、民事介入暴力に関する相談について、ご依頼があれば相談員を派遣 しております(熊本市役所にて暴追センターが開催する相談にも、相談員と して弁護士を派遣しています。)。

民事介入暴力に関する講演,相談員派遣等をお考えの際には,熊本県弁護士会民事介入暴力対策委員会までご連絡ください。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:民事介入暴力対策委員会)



## 労働・貧困問題に関する研修等への講師派遣 各種研修等についての弁護士派遣

## 制度の概要

労働問題・貧困問題及び自殺防止対策に関する研修会,講演及び110番等への講師や相談担当者の派遣

## 制度の説明

行政機関からの要望に応じ、「労働問題・貧困問題」に関する研修会、 講演等へ講師を派遣します。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:労働・貧困並びに自殺防止対策 P T委員会)



# 遺言・相続に関する研修会等への講師派遣

各種研修等についての弁護士派遣

## 制度の概要

遺言・相続に関する研修会,講演等への講師派遣

## 制度の説明

行政機関からの要望に応じ、「遺言・相続」に関する研修会、講演等へ講師を派遣します。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:遺言・相続センター運営委員会)



## セクハラ・DVに関する研修会等への講師派遣

各種研修等についての弁護士派遣

## 制度の概要

セクハラ・DV等に関する研修会、講演等への講師派遣

## 制度の説明

行政機関からの要望に応じ、「セクハラ・DV等」に関する研修会、講演等へ講師を派遣します。

## お問い合わせ先

熊本県弁護士会(事務局)

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL: 096-325-0913

(担当委員会:両性の平等に関する委員会)





あなたと共に答えを見つけます。

行政機関向け 熊本県弁護士会活動案内 平成26年2月 発行

編集 熊本県弁護士会対外広報担当者会議

発行 熊本県弁護士会

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目13-11

電話 096-325-0913



行政機関との連携、行政機関への赴任促進に関するイベント(日弁連・弁護士会等主催)

			2014年2月6日
日時	場所	名称	主催·共催等
1月29日 (水) 10:00~12:00	愛知県弁護士会館4階会議室	「国・地方自治体をはじめとする行政機関との連携活動に 関する意見交換会 in 愛知」	日本弁護士連合会、中部弁護士会連合会、愛知県弁護士会
1月29日(水)13:30~17:30	愛知県弁護士会館5階ホール	「地方自治体における弁護士の役割に関するシンポジウム in 愛知」	(主催) 日本弁護士連合会 (共催) 中部弁護士会連合会、愛知県 弁護士会 (後援)
(予定) 2月27日(木)15:00~16:40	弁護士会館10階1003会議室	「自治体勤務弁護士との座談会」	第二東京弁護士会
(予定) 3月8日(土)13:00~16:30	(東京会場) 弁護士会館17階1702会議室 (大阪会場) 大阪弁護士会館12階会議室	「地方自治体における法曹有資格者の常勤職員対象研修会及び経験交流会」	(主催) 日本弁護士連合会 (共催) 大阪弁護士会
(予定) 3月15日(土)13:00~17:00	弁護士会館2階講堂クレオ	シンポジウム「自治体における任期付職員の活用」	公益財団法人日弁連法務研 究財団

# 国・地方自治体をはじめとする 行政機関との連携活動に関する意見交換会 in 愛知

2014年1月29日(水)10:00~12:00

於:愛知県弁護士会館 4階会議室

## ■趣旨説明

谷垣岳人(日弁連若手法曹センター公務員任用支援PT座長,第二東京弁護士会)

## ■各会からの取組状況についての報告

## ①大阪弁護士会

〔報告者〕金子武嗣(日弁連若手法曹センター公務員任用支援PT委員,大阪)

(大阪弁護士会行政連携センター運営委員会委員長)

岸本佳浩(同PT副座長,大阪)

(同委員会副委員長兼事務局長)

## ②福岡県弁護士会

〔報告者〕服部博之(日弁連若手法曹センター公務員任用支援PT幹事,福岡県) (福岡県弁護士会弁護士業務委員会委員)

## ③愛知県弁護士会

〔報告者〕安保和幸(日弁連若手法曹センター公務員任用支援PT幹事)(愛知県弁護士会広報委員会,愛知県)

## 4三重弁護士会

〔報告者〕楠井嘉行(三重弁護士会副会長)

## ⑤岐阜県弁護士会

〔報告者〕神谷慎一(岐阜県弁護士会副会長)

#### ⑥福井弁護士会

〔報告者〕神田芳和(福井弁護士会副会長)

#### ⑦金沢弁護士会

[報告者] 柴田未来(金沢弁護士会業妨対策委員会委員)

## □ ■ 意見交換

近年、弁護士をはじめとする法曹有資格者を常勤職員として採用する地方自治体が増加しており、多様化・複雑化する住 民ニーズに適切に対応していこうという動きが活発化しています。他方で,地方自治体の業務を適切に外部委託することで, 業務の効率性や経済性を高める動きも活発化しています。そこで、この度、当連合会、中部弁護士会連合会及び愛知県弁護 士会では、中部地方の自治体職員向けに、法曹有資格者を地方自治体内部に公務員として任用することや、地方自治体の業 務を弁護士に委託することの有用性について、これまでの取組を紹介するとともに、相互の理解を深めることを目的として、 シンポジウムを開催いたします。会員の方はもちろん、自治体職員の方、ロースクール生など皆様奮って御参加ください!

大会館5階 (地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」駅 1番出口から徒歩5分)

■愛知県弁護士会会員によるプレゼンテーション■ 「弁護士会が出来ること~地方自治体との連携に向けて~」

■研修:地方自治体における「クレーマー対策」■

〔講師〕: 木 村 良 夫(愛知県弁護士会民事介入暴力対策委員会)

■パネルディスカッション~地方自治体における弁護士の役割~■

[パネリスト]

- 江 孝 幸 (愛知県豊田市総務部法務課副主幹, 愛知県弁護士会)
- 彰 (愛知県豊田市総務部法務課長) 井
- 実(富山県富山市企画管理部職員研修所兼債権管理対策室.富山県弁護士会)
- 芳(富山県富山市企画管理部職員研修所長)
- 真 里 (大阪府大阪狭山市総務部庶務グループ, 大阪弁護士会) 元

〔コーディネーター〕

山 一 弘(日弁連若手法曹センター及び弁護士業務改革委員会幹事,第二東京弁護士会,

元東京都町田市総務部法制課法務担当課長)

■参加者による意見交換■

※内容は変更になる可能性がございます。

【申込締切:2014年1月24日	I(金)】 業務第一課(FAX	(:03-3580-	-2866)
* <b>弁護士以外の方*</b> ・所属団体名:	・所属部署 (自治k	本等の方)	
・出席予定者御氏名:			
· 電話番号:	• E-mail:	@	
・他の出席者に御提供いただいた個人	情報を提供することについて	□同意する・	口同意しない
* 弁護士の方 *			
・御氏名:	・登録番号・	御所属弁護士会	弁護士会
・電話番号:	• E-mail:	@	

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。特に提供に同意いただいた方の個人情報に関しては、他のシンポジウム出席者に提供させていただきます。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、地方自治体における弁護士をはじめとする法曹有資格者の登用に関連する様々な企画のお知らせ、 書籍の御案内その他当連合会が有益で あると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態 で公表することがあります

お問い合わせ:日本弁護士連合会業務部業務第一課 TEL03-3580-9963

【主 催】日本弁護士連合会

援】内閣府・法務省 7 75 催】中部弁護士会連合会・愛知県弁護士会【後 【共

# 自治体勤務弁護士との座談会

近年、地方自治体による任期付き公務員の公募が行われるようになり、弁護士の活動範囲が広がっております。弁護士として、地方行政に法の支配を及ぼしていくという価値の高い業務です。

第二東京弁護士会 弁護士業務センターでは、実際に自治体に勤務している経験を有する弁護士・法曹有資格者に、その経験を話してもらうことで、その職務内容や待遇について周知を図るため座談会の企画をしました。

有益なお話をうかがえることと思いますので、奮ってご参加いただきたくご 案内致します。

- 日時: 平成26年2月27日(木) 午後3時~午後4時40分
   会場: 弁護士会館10階1003会議室(千代田区霞が関1-1-3)
   パネリスト: 秋山一弘 弁護士(元町田市総務部法制課法務担当課長)
   岩本幸恵 弁護士(法テラス常勤弁護士として伊豆市役所に派遣)
   久保田陽子 弁護士(町田市総務部法制課法務担当課長)
   中村さゆり 弁護士(固立市政策経営部債権管理担当課長)
   定員: 80名
   受講料: 無料
   主催: 第二東京弁護士会 弁護士業務センター第二東京弁護士会 自治体法務研究会
- 聴講を希望される場合は、氏名・ご所属先をご記入の上、下記宛にFAXにてお申し込み下さい。

FAX返信先03-3581-3844 (第二東京弁護士会 担当 堀越 宛)

2月27日(木) 自治体勤務弁護士との座談会 の聴講を希望します。

<u>お名前                                    </u>	
--	--

日弁連業1第436号 2014年(平成26年)1月28日

各位

日本弁護士連合会 事務総長 荒 中 (公印省略)

地方自治体における法曹有資格者の常勤職員対象研修会及び 経験交流会への御出席について(依頼)

当連合会は、地方分権の時代を迎えて、弁護士をはじめとする法曹有資格者の公務員登用促進の活動を進めております。特に2013年6月26日法曹養成制度検討会議のとりまとめの後、同年9月17日、政府の下で法曹養成制度改革推進会議の設置について閣議決定がなされ、法曹有資格者の活動領域の拡大について急ピッチで議論がなされております。

当連合会の調査によれば、2014年1月現在、全国47の地方公共団体において、総勢61名の弁護士をはじめとする法曹有資格者が常勤職員として採用され活躍しており、こうした動きは今後進展していくと思われます。

そこでこの度、地方公共団体の職員として勤務経験のある法曹有資格者及び今後 就任予定の法曹有資格者に対し当連合会がサポートを行うと共に、地方公共団体職 員として活躍する法曹有資格者相互のネットワーク構築を図ることを目的に研修会 及び意見交換会を別紙の内容で2014年3月8日(土)午後1時から開催することといたしました。

つきましては別紙1実施概要を御一読の上,本企画の趣旨を御理解いただき,是 非とも御出席賜りますようお願い申し上げます。

なお、お手数ですが、<u>御出席の可否その他質問事項を別紙2回答票にて本年2月</u> 24日(月)までに御回答くださいますようお願い申し上げます。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

日本弁護士連合会事務局(担当 與那覇)

TEL:03-3580-9963/FAX:03-3580-2866/E-mail:yonahaa@nichibenren.or.jp

『地方自治体における法曹有資格者の常勤職員対象研修会及び経験交流会』実施概要

#### 1 日時

2014年3月8日(土)午後1時~午後4時30分

#### 2 場所

東京会場:弁護士会館17階1702会議室(東京都千代田区霞が関1-1-3) 大阪会場:大阪弁護士会館12階会議室(大阪府大阪市北区西天満1-12-5) ※当日は両地点をTV会議システムによって接続し、実施いたします。

#### 3 趣旨・目的

地方自治体の活動・業務はすべからく法令に基づくものであることが要求され,地 方自治体の活動を巡る問題は法務に関するものである。

司法制度改革審議会意見書の中でも、法の支配の拡充の観点から地方自治体での法曹有資格者の活用への期待が示されている。

そして,近年,弁護士をはじめとする法曹有資格者を常勤職員として採用する地方 自治体が増加しており,多様化・複雑化する住民ニーズに適切に対応していこうとい う動きが活発化している。

このような状況の中,地方公共団体の職員として勤務経験のある法曹有資格者及び 今後就任予定の法曹有資格者に対し当連合会がバックアップを行う共に,地方公共団 体職員として活躍する法曹有資格者相互のネットワーク構築を図ることを目的に研修 会及び意見交換会の場を設けるものである。

#### 4 内容(予定)

(1) 自治体内弁護士の業務について 橋本 勇 弁護士(第一東京弁護士会,旧自治省職員)

#### (2) 意見交換会

- 自己紹介
- ・自治体職員を志望したきっかけ
- キャリアプラン等

#### 5 参加対象者

- (1) 現在、地方公共団体の常勤職員として勤務されている法曹有資格者
- (2) 過去に地方公共団体の常勤職員として勤務した経験がある法曹有資格者
- (3) 今後, 地方公共団体の常勤職員に就任予定の法曹有資格者

#### 6 主催

日本弁護士連合会

#### 7 共催

大阪弁護士会

## 公益財団法人日弁連法務研究財団主催 シンポジウム「自治体における任期付職員の活用」企画書

日弁連法務研究財団の「地方行政における法曹資格者の活用に関する研究会」 (主任 = 村松岐夫 京都大学名誉教授)は、地方自治体における弁護士の登用の 促進よる政策基盤の強化推進などを目的とした研究の総括として、顧問弁護士、 任期付職員に関する地方自治体アンケート調査結果の紹介と自治体の採用担当 者や任期付職員とのセッションを下記のとおり開催する。

記

日 時 2014年3月15日(土)午後1時~5時(12時半開場)

会 場 弁護士会館 2 階講堂クレオ

対 象 地方公共団体職員、弁護士、大学教員など(参加自由)

進行(案) 別紙記載のとおり

## 公益財団法人日弁連法務研究財団主催シンポジウム 「自治体における任期付職員の活用」進行次第(案)

2014年1月16日現在

司会:加藤 卓也(東京弁護士会) 挨拶:須田 徹(東京弁護士会)

13:00 - 13:20

基調講演「自治体における任期付職員の登用と政策法務(仮題)」

講演者:大杉 覚(首都大学東京教授)

13:20 - 13:40

基調報告「顧問弁護士アンケートに関する報告(仮題)」 報告者:幸田 雅治(中央大学教授・第二東京弁護士会)

14:00 - 14:20

基調報告「任期付職員アンケートに関する報告」

報告者:西尾 政行(東京弁護士会)

14:30 - 16:30

パネルディスカッション「自治体による任期付職員登用の拡充に向けて」

パネリスト:大杉 覚(首都大学東京教授)

奥宮 京子(第一東京弁護士会)

自治体職員(人事担当者)

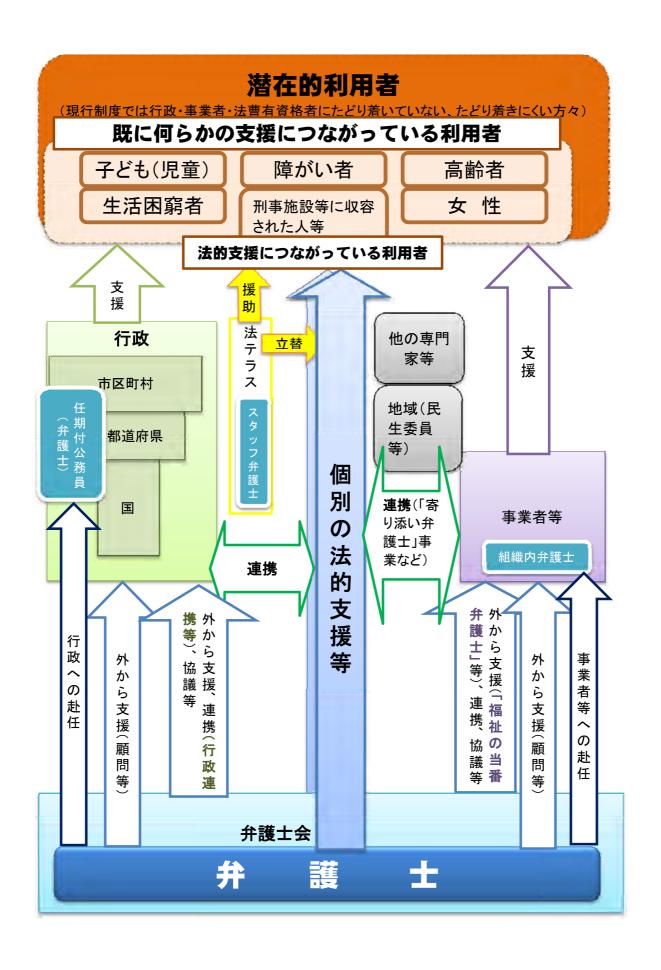
自治体任期付職員(弁護士)

コーディネーター: 岡本 正(第一東京弁護士会)

16:30 - 17:00

質疑応答ほか

以上



	事業者	老人介護施設、在宅医療従事者·機関等	老人介護施設地域、包括支援セン ター(外部委託された場合)等	特定•一般相談支援事業者等	児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム等		母子生活支援施設、シェルター等			地域生活定着支援センター等	病院等		その色	
福祉と関係者	利用者	成年被後見人等	高齢者の被虐待者	障がい者の被虐待者	子どもの被虐待	ゆづい	DV、ストーカー被害者	生活困窮者	犯罪被害者	更生保護	自殺念慮者等	消費者被害の被害者	その色	
	行政	市役所福祉担当課、社会福祉協議会	市役所高齢福祉担当課、地域包括支援センター	障害福祉担当課	児童福祉担当課、児童相談所	教育委員会、学校	男女共同参画担当課、女性センター	生活福祉担当課、福祉事務所	市民相談課、警察署	刑務所	保健所	消費生活センター	その色	